



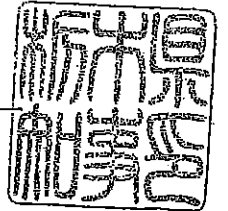
廃対第256号

平成27年2月24日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

会長 和 氣 進 様

栃木県知事 福 田 富



平成27年2月1日付け「お願い」に対する回答について

早春の候、和氣会長をはじめ塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の皆様におかれましては、日頃から、県政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、指定廃棄物の問題につきましては、御心労をおかけしております。

さて、国が今月2日に実施しようとした現地確認についてですが、これは塩谷町から出された「処分施設の必要面積2.8ヘクタールの確保が困難なのではないか」との質問に丁寧に対応しようとするもので、町にとりましても有効なものではないかと考えておりましたので、実施に至らなかったことは残念に思っております。

次に、指定廃棄物の県内処理についてですが、本県の指定廃棄物は、約170箇所分散して一時保管されており、これまでにないような自然災害が頻発している状況を考えますと、保管の長期化は好ましくありません。

福島集約論を主張される方もおられますが、福島県は「国の責任において放射性物質汚染対処特措法及び基本方針に基づき処理すべき」との考えであることを再確認しておりますし、安倍総理大臣、望月環境大臣ともに国会答弁において「県内処理の基本方針は見直さない」と明言しておりますので、苦渋の選択ではありますが、国が全責任を持って県内に処分場を設置し、安全に処理することが、現実的な解決策であると考えております。

本県でも、県内1箇所に処分場を設置することは、過去4回にわたる市町村長会議で議論してきたところであり、尊重されるべきであると考えております。

次に「県内170箇所の保管場所を自然災害にも耐えられる強固なものとして一時的な保管を継続し、その間に最終処分場問題を慎重に考えるべき」との御提案ですが、

約170箇所それぞれに堅固で安全な施設を整備することは現実的でなく、何より、精神的重圧を受けている保管者や周辺住民の皆様の理解を得られないと考えております。また、関係市町分を県で一括保管している焼却灰や上下水汚泥を各市町に戻すことができるのかといった多くの課題もあります。

次に、「(汚染された地域は一つのエリアと考え) そのエリア内にある都県の知事で対策調整会議のようなものを作り、環境省の責任の下に対応策を考えるべき」との御提案ですが、この件についてはご指摘のとおり、本来、国が責任を持って対応すべきものであります。本県や宮城県の指定廃棄物の6割以上は農林業系廃棄物であるのに対して、茨城県、群馬県、千葉県などではほとんどが行政機関が保管する焼却灰や上下水汚泥であります。また、茨城県や群馬県では、これから処理方針の議論をはじめるところであるなど、各県の置かれている状況は異なります。国や福島県から対策調整会議のような場を設けたいと話があれば、本県としても真摯な対応をいたしますが、その他の都県からの発案で、そのような場を設けることは難しいのではないかと考えております。

最後になりますが、県といたしましては、今後とも、指定廃棄物の一日も早い安全な処理に向け、地元の皆様へのわかりやすい丁寧な説明や国民向けの啓発活動をしっかりと行うよう、引き続き、国に強く要請して参ります。

併せて、現在、県では「栃木県指定廃棄物処分等有識者会議」を活用して、国の詳細調査候補地選定プロセスが決められた手法に則り適切に行われたのか、検証を進めているところであり、また、地元の皆様の疑問や不安についても、委員の助言をいただきながら丁寧に対応させていただく考えでありますので、皆様の疑問や不安などをお寄せいただければと思います。

今後とも、県政の推進につきまして、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。